

# 議第171号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、平成25年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市名	負担すべき金額
県営かんがい排水事業	彦根市	11,250,000 <sup>円</sup>
	近江八幡市	6,250,000
	草津市	39,125,000
	守山市	741,000
	甲賀市	60,693,000
	野洲市	8,519,000
	湖南市	9,429,000
	高島市	27,000,000
	計	163,007,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	6,480,000
	長浜市	31,584,000
	甲賀市	3,467,000
	湖南市	2,126,000
	東近江市	13,950,000
	米原市	14,850,000
	計	72,457,000
県営農道整備事業	湖南市	1,293,000
	計	1,293,000
県営中山間地域総合整備事業	甲賀市	9,775,000

議第171号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第171号 県の行う土地改良事業に要する経費について関係市が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市名	負担すべき金額
	東近江市	3,915,000 <sup>円</sup>
	計	13,690,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	10,500,000
	計	10,500,000
県営農地防災事業	彦根市	14,000,000
	近江八幡市	2,000,000
	甲賀市	12,900,000
	東近江市	9,473,000
	米原市	4,800,000
	計	43,173,000
<p>ただし、関係市の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。</p>		